

防衛省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成 21 年度事前の事業評価の政策評価書」（平成 21 年 11 月 10 日付け防官企第 12758 号による送付分）における事業評価方式による 10 件（注）の政策評価（事前）

（注）送付を受けた 24 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（14 件）を除いた 10 件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

2 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I - 4 - ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条第 1 項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

3 審査の結果

「平成 21 年度事前の事業評価の政策評価書」における事業評価方式による 10 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	護衛艦 (19,500トン型DDH)	○ 高い航空運用中枢機能を備えたDDH1隻を整備することにより、周辺海域の防衛能力及び海上交通の安全確保能力を維持向上させる効果が得られることに加え、災害派遣や国際平和協力活動等の任務にも柔軟かつ的確に対処することが可能となる。	△ 各種試験時に実施	○ 左記効果の達成に資する能力については、各種試験によって建造される護衛艦の性能について確認するとともに、運用試験を実施し、その作戦運用における効果的な用法等を確認及び開発する。
2	新戦車の取得	○ 車内及び近傍の戦車と相互に情報を共有できる能力や、基幹連隊指揮統制システムとの連接、対象戦車等を確実に撃破できる火力、戦略機動性及び戦術機動性、総合的な防護力を有する新戦車を開発することにより、有事における対機甲戦闘・機動打撃能力、特殊部隊攻撃対処能力等の飛躍的な向上が期待されるとともに、民生品の活用等による取得単価の抑制等によって、コストの抑制が可能となる。	△ 開発段階における各種試験時に実施	○ 新戦車の能力については、開発段階における各種試験により確認しているとともに、部隊においてその作戦運用における効果的な運用法の確立により確認する。
3	NBC偵察車の取得	○ NBCいずれの偵察機能も有するNBC偵察車を整備することにより、広域にわたる各種特殊武器等による汚染地域の状況を迅速に偵察し、じ後の部隊運用等に必要な情報の収集が可能となる。	△ 開発段階における各種試験時に実施	○ NBC偵察車の能力については、開発段階における各種試験により確認しているとともに、部隊においてその作戦運用における効果的な用法の確立により確認する。
4	勝田学校本部庁舎整備事業	○ 当該事業の実施により、狭隘であり、建設後69年以上経過し老朽化が著しく、また、耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いという診断が得られており、適正な環境での業務の執行が困難となっている状況が解消され、陸上自衛隊が使用する学校本部庁舎における環境の適正化が図られる。	○ 施設の完成検査時に実施	○ 施設の完成検査により、設計図書どおりに施設が整備されているかを確認する。
5	相馬原司令部庁舎整備事業	○ 既存施設は、建設後47年以上が経過し、鉄筋の腐食、コンクリート部分のひび割れや剥離等の劣化が進行するなど老朽化が著しく、維持補修に多大な労力を要しており、また、既存施設が狭隘であることから、当該事業の実施により、適正な環境での業務の執行が困難な状況が解消され、陸上自衛隊が使用する司令部庁舎における環境の適正化が図られる。	○ 施設の完成検査時に実施	○ 施設の完成検査により、設計図書どおりに施設が整備されているかを確認する。

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
6	守山倉庫整備事業	○ 当該事業の実施により、既存施設が建設後110年以上が経過しているなど老朽化による劣化が著しく、かつ、13棟が分散した配置となっていることによる、適正な環境での業務及び効率的な業務の執行が困難な状況が解消され、陸上自衛隊が使用する補給倉庫等における環境の適正化及び業務の効率化が図られる。	○ 施設の完成検査時に実施	○ 施設の完成検査により、設計図書どおりに施設が整備されているかを確認する。
7	百里航空機燃料貯蔵施設整備事業	○ 当該事業の実施により、建設後35年以上が経過した旧法タンクの老朽化による適正な航空機燃料支援態勢の確保が困難な状況が解消され、航空自衛隊が使用する航空機燃料貯蔵施設における運用支援態勢の適正化が図られる。	○ 施設の完成検査時に実施	○ 施設の完成検査により、設計図書どおりに施設が整備されているかを確認する。
8	浜松飛行場舗装整備事業	○ 当該事業の実施により、建設後50年以上が経過し老朽化が著しく、舗装版の段差や剥離等の劣化が進行しており、適正な航空機運用が行えない状況が解消され、航空自衛隊が使用する誘導路における航空機運用の適正化が図られる。	○ 施設の完成検査時に実施	○ 施設の完成検査により、設計図書どおりに施設が整備されているかを確認する。
9	小松航空機燃料貯蔵施設整備事業	○ 当該事業の実施により、建設後46年以上が経過した旧法タンクの老朽化による適正な航空機燃料支援態勢の確保が困難な状況が解消され、航空自衛隊が使用する航空機燃料貯蔵施設における運用支援態勢の適正化が図られる。	○ 施設の完成検査時に実施	○ 施設の完成検査により、設計図書どおりに施設が整備されているかを確認する。
25	横須賀海軍施設における独身下士官宿舎整備事業	○ 当該事業の実施により、横須賀海軍施設の独身下士官の生活環境の改善及び緊急時におけるより速やかな対応が図られる。	○ 施設の完成検査時に実施	○ 施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認する。また、米側においても完成検査と同様の確認を行う。
合計		○=10	○=7 △=3	○=10

(注) 1 防衛省の「平成21年度事前の事業評価の政策評価書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載番号に基づき記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>